

「LEC 2015年 札幌特訓ゼミ 年金・一般常識まとめ」から
第47回社労士試験【選択式】国年法 空欄Cの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU15590 p.21]
＜国民年金 届出＞

[4] いわゆる20歳前障害の受給権者は、障害の現状に関する届出を、指定された年の **7月31日** までに提出しなければならない。

本試験出題はこうでした！

第47回 社労士試験 問題
【選択式】 国民年金法 【空欄C】

2 国民年金法第30条の4に規定する20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者は、原則として毎年、指定日である **C** までに、指定日前 **D** に作成された障害基礎年金所得現況届及びその添付書類を日本年金機構に提出しなければならない。

解答 **C** → ⑤7月31日

(解答 **D** → ①1か月以内)

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。